

(平成21年1月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から44年9月まで

私は、昭和42年2月ごろ、A市において、集金人から加入勧奨を受けたことを契機に、国民年金の加入手続を行い、その集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁の記録上、申立人は昭和44年10月13日に国民年金に任意加入したことから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられ、このことは、申立人が45年3月にA市からB町へ転出した後、B町において交付された国民年金保険料集金カードの44年4月から同年9月までの欄に「支払不用」の押印があることから裏付けられ、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が保管しているB町の職員が作成したメモには、当該職員が、申立人から提出されたA市在住時の国民年金に係る関係書類をいったん預かった後、申立人に返却したことをうかがわせる記載があることから、B町では、A市における国民年金保険料の納付状況を当該書類により確認できたものと考えられることから、当時、申立期間の国民年金保険料は納付済みとはされていなかったものとするのが自然であり、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする集金人

が特定できず、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の母親は死亡しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 9 月から 41 年 2 月までの期間については、私の母親が、当時、居住していた地区の農協で、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、41 年 3 月から 48 年 3 月までの期間については、私の妻が、当時、居住していた地区の農協職員に言われるまま、その職員に半年毎に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 2 月に夫婦連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、36 年 9 月から 46 年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、47 年 1 月から 48 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間のうち、36 年 9 月から 41 年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は死亡していることから、当該期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間のうち、41 年 3 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻はさかのぼって国民年金保険料を納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 139 か月と長期間に及んでいる上、申立期間のうち昭和 41 年 3 月から 48 年 3 月までの期間は、申立人の妻も未納とされており、

申立人の母親及び妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 48 年 3 月まで

私は、当時、居住していた地区の農協職員に言われるまま、その職員に半年毎に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 2 月に夫婦連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、41 年 3 月から 46 年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、47 年 1 月から 48 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 85 か月と比較的長期間である上、申立期間については、申立人の夫も未納とされており、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 127

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月2日から31年まで  
② 昭和35年から36年(4月1日以前)まで  
③ 昭和36年から37年まで

私は、昭和30年7月2日から31年までA社で、35年から36年(4月1日以前)までB社で、36年から37年までC社、D社又はE社で、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録上、A社、B社の前身と考えられる事業所、C社及びD社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等を確認できない上、当時の複数の従業員等に聴取しても、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られず、申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等については不明である。

2 社会保険事務所の記録上、申立期間については、B社及びE社は厚生年金保険の適用事業所ではない上、B社の前身と考えられる事業所も申立期間②以降に厚生年金保険の適用事業所とされている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間③については、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料が納付済みとされていることから、厚生年金保険に加入していなかったとしても不自然ではない。

3 A社、B社の前身と考えられる事業所、C社及びD社について、申立期

間①、②及び③を含む前後の期間について社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

また、申立期間③については、D社に係る社会保険事務を受託していた社会保険労務士が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書には、申立人の氏名は見当たらない。

4 このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで、A 社で勤務しており、うち数か月は海外で勤務していた。

海外で勤務していた当時、上司から、「海外勤務者には本俸以外に各種手当が支給され、帰国後は 46 万円以上が精算払いされる。」と説明されていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が 4 万 8,000 円又は 6 万円とされているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社の事業所別被保険者名簿によると、申立期間当時、海外で勤務していたとされる同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる上、同被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

さらに、申立期間当時、申立人の上司であったとされる者は、「管理職であった自分の当時の給与額は 20 万円前後であり、新入社員であった申立人の標準報酬月額が 50 万円近くであったとは考えられない。」旨を供述しているほか、当時の同僚等からも申立人の申立内容を裏付ける供述は得られず、申立人の標準報酬月額のみが同僚等の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録上、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、同社の関連会社であるB社においても、申立期間当時のA社についての記録は保管されておらず、申立期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく保険料額を上回る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月から同年10月1日まで

私は、昭和30年7月から31年7月30日まで、A社で重機のオペレーターとして勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A社において勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、A社は申立期間において厚生年金保険適用事業所となっているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年2月13日から30年9月30日までの期間について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した<sup>こんせき</sup>痕跡は認められない。

さらに、B社（A社の後継会社）は、「申立人が申し述べている職務内容から判断すると、申立人は技能社員であったと思われる。昭和30年当時のことは不明であるが、40年以降、技能社員及び労務者として雇用した者は、1か月間ぐらいの様子を見る期間を設けており、その期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨を供述している上、申立期間当時、労務者としてA社に雇用されていたとみられる同僚二人は、社会保険庁の記録によると、同社に入社したとされる日から数か月経過した日に同社での厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社後

すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。